

## 商品種別算定基準（PCR）

（認定 PCR 番号：PA-CS-01）

対象製品：再生プラスチック（中間財）

2011 年 10 月 19 日 公表

カーボンフットプリント算定・表示試行事業

※なお、認定PCRの有効期限は、カーボンフットプリント算定・表示試行事業の実施期間（平成24年3月31日  
までを予定）とする。ただし、有効期限までの間に認定PCRが改訂された場合においては、改訂後のものを有効とする。

## “再生プラスチック（中間財）”

### Product Category Rule of “Recycled Plastics (Intermediate Goods)”

この PCR に記載されている内容は、カーボンフットプリント制度試行事業期間中において、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR 改正の手続を経ることで適宜変更および修正することが可能である。なお、この PCR の有効期限は試行事業の終了が予定される平成 24 年 3 月 31 日までとする。

No.	項目	内容
1	適用範囲	この PCR は、カーボンフットプリント制度において「再生プラスチック(中間財)」を対象とする算定および表示に関する規則、要求事項および指示事項である。
2	製品の定義	
2-1	製品の属する分類の説明	主に使用済みプラスチックを原料とし、単一または複数の素材が含まれて再生された「粉体、顆粒、フレーク、ペレットやフラフ等の形状の製品」を対象とする。
2-2	対象とする構成要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生プラスチック(以下“製品”という)</li> <li>・梱包資材(フレキシブルコンテナバッグ、内袋や紙袋等)</li> <li>・輸送資材(パレット、パレチーナやシュリンクフィルム等)</li> </ul>
3	引用規格および PCR	<p>次の規格及び PCR は、この PCR の一部を構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JIS K 6900: プラスチック—用語</li> <li>・PA-BC: プラスチック製容器包装 PCR</li> </ul>
4	用語および定義	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 使用済みプラスチック プラスチック製品やプラスチック容器包装等の各ライフサイクル段階から発生したプラスチック層に対し、リサイクルの準備プロセスが施された後のものを指す。</li> <li>② 再生 使用済みプラスチックを選別、粉砕、洗浄、乾燥、造粒といった一連の再生プロセスを経て、一定の水準まで、素材としての樹脂の純度を高めたり、機能を付与したりすること。</li> <li>③ 再生プラスチック 再生によって得られた、粉体、顆粒、フレーク、ペレットやフラフ等の形状の製品。</li> <li>④ 洗浄 付着した異物や汚れを除去するプロセス。比重差により、異なる材質やゴミを取り除くプロセスが入る場合や洗浄剤やアルカリ分を除去するすすぎプロセスが含まれる場合もある。</li> <li>⑤ 添加原材料 再生プラスチックの機能や品質を高めるために再生プラスチックの再生プロセスで添加される未使用のプラスチックや再生プラスチック。</li> <li>⑥ 添加副資材 再生プロセスで添加される副資材(強化剤、添加剤や顔料等)で、製品に含有されるもの。</li> <li>⑦ 消耗副資材 再生プロセスで使用される副資材(洗浄剤やアルカリ水等)であり、プロセスで消耗され、製品に含有されないもの。</li> <li>⑧ 再生処理事業者 法律に基づく再生処理施設を保有し、使用済みプラスチックを再生する事業者。</li> </ol>
5	対象範囲	
5-1	算定の単位	販売単位とする。
5-2	ライフサイクル段階	製品は“中間財(B-B 製品)”であるため、原料調達段階と生産段階を対象とする。
6	全段階に共通して適用する項目	
6-1	ライフサイクルフロー図	附属書 A(規定)にライフサイクルフロー図を示す。

No.	項目	内容
6-2	データの収集範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務部門・品質管理部門・研究開発部門などの間接部門は対象としないが、直接部門だけを分けることが困難な場合は間接部門を含んでもよい。</li> <li>・ 製品を製造、輸送する設備、輸送車両等の資本財は対象外とする。</li> </ul>
6-3	データの収集期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直近の連続した1年間とする。</li> <li>・ 直近の連続した1年を対象としない場合、その妥当性は検証の対象とする。</li> </ul>
6-4	配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重量比による配分を基本とする。</li> <li>・ 重量以外の物理量(例:容積等)や金額等を持ちいて配分を行う場合、その妥当性は検証の対象とする。</li> </ul>
6-5	カットオフ	<p>カットオフは、シナリオや類似データ、推計データを活用して代替することを優先し、それが困難な場合に限り実施することができる。その場合は、カットオフ対象の GHG 排出量が、総ライフサイクル GHG 排出量の 5 %以内となることを示すと共に、その範囲を明確にしなければならない。</p>
6-6	その他	<p><b>【輸送に関する規定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全てのサイト間輸送を計上する</li> <li>・ 燃料法、燃費法またはトンキロ法のいずれかで、できる限り一次データを収集する</li> <li>・ 輸送距離の測定は、実測に加えナビゲーションソフトの情報でもよいものとする</li> <li>・ 輸送時の燃料消費に伴う GHG 排出量の算定方法を附属書 B (規定) に示す</li> </ul> <p><b>【輸送シナリオに関する規定】</b></p> <p>一次データを収集することが望ましいが、収集が困難な場合は附属書 C (規定) のシナリオを使用してよい。</p> <p><b>【地域差、季節変動の取扱いに関する規定】</b></p> <p>地域差は考慮しない。季節変動については、一次データを年間データとして収集することにより、季節変動を排除する。</p>
7	原材料調達段階に適用する項目	
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 使用済みプラスチックの調達プロセス 使用済みプラスチックの排出拠点から再生処理施設までの輸送を指す</li> <li>② 輸送資材の製造および輸送に係るプロセス</li> </ol>
7-2	データ収集項目	<p>次の項目のデータ収集を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 使用済みプラスチックの調達プロセス <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸送物(使用済みプラスチックおよび輸送資材)の重量</li> <li>・ 燃料の使用に伴う GHG 排出量 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ (燃料法の場合) 燃料使用量</li> <li>➢ (燃費法の場合) 燃費および輸送距離</li> <li>➢ (トンキロ法の場合) 輸送距離、輸送手段および積載率</li> <li>➢ 燃料の供給および使用に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>② 輸送資材の製造および輸送に係るプロセス <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸送資材の投入量と輸送距離</li> <li>・ 輸送資材の製造および輸送に係る単位当たりライフサイクル GHG 排出量</li> </ul> </li> </ol>
7-3	一次データ収集項目	<p>次の項目については一次データ収集を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 使用済みプラスチックの調達プロセス <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸送物(使用済みプラスチックおよび輸送資材)の重量</li> </ul> </li> </ol>
7-4	一次データの収集方法および収集条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全てのサイト間輸送を計上する</li> <li>・ 燃料法、燃費法またはトンキロ法のいずれかで、できる限り一次データを収集する</li> <li>・ 輸送距離の測定は、実測に加えナビゲーションソフトの情報でもよいものとする</li> <li>・ 輸送時の燃料消費に伴う GHG 排出量の算定方法を附属書 B (規定) に示す</li> </ul>

No.	項目	内容
7-5	シナリオ	【輸送シナリオ】 (6-6)に従う。
7-6	その他	【引用 PCR に従った一次データ収集方法に関する規定】 「輸送資材」の製造に係る一次データとして収集する場合は、プラスチック製容器包装 PCR (PA-BC) に従う。
8	生産段階に適用する項目	
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	① 使用済みプラスチックの再生プロセス プロセス内リサイクルを含む ② 添加原材料や各種副資材の製造および輸送に係るプロセス ③ 製品梱包のプロセス ④ 廃棄物適正処理のプロセス ⑤ 廃水処理のプロセス 該当しないプロセスがある場合は考慮しなくてよい。
8-2	データ収集項目	① 使用済みプラスチックの再生プロセス <投入量> ・使用済みプラスチックの投入量 ・添加原材料の投入量 ・添加副資材の投入量 ・消耗副資材の投入量  <使用量> ・ユーティリティ（電気、用水、燃料）の使用量  <単位あたりライフサイクル GHG 排出量> ・ユーティリティ（電気、用水、燃料）の供給および使用に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量  ② 添加原材料や各種副資材の製造および輸送に係るプロセス <輸送量および輸送距離> ・添加原材料の輸送量および輸送距離 ・添加副資材の輸送量および輸送距離 ・消耗副資材の輸送量および輸送距離 ・梱包副資材の輸送量および輸送距離 ・廃水処理副資材の輸送量および輸送距離  <単位あたりライフサイクル GHG 排出量> ・添加原材料の製造および輸送に係る単位あたりライフサイクル GHG 排出量 ・添加副資材の製造および輸送に係る単位あたりライフサイクル GHG 排出量 ・消耗副資材の製造および輸送に係る単位あたりライフサイクル GHG 排出量 ・梱包副資材の製造および輸送に係る単位あたりライフサイクル GHG 排出量 ・廃水処理副資材の製造および輸送に係る単位あたりライフサイクル GHG 排出量  ③ 製品梱包のプロセス ・再生プラスチックの生産量 ・梱包副資材の使用量 ・製品梱包におけるユーティリティ（電気、用水、燃料）の使用量 ・製品梱包におけるユーティリティ（電気、用水、燃料）の供給および使用に係るライフサイクル GHG 排出量

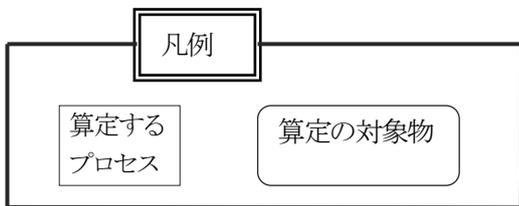
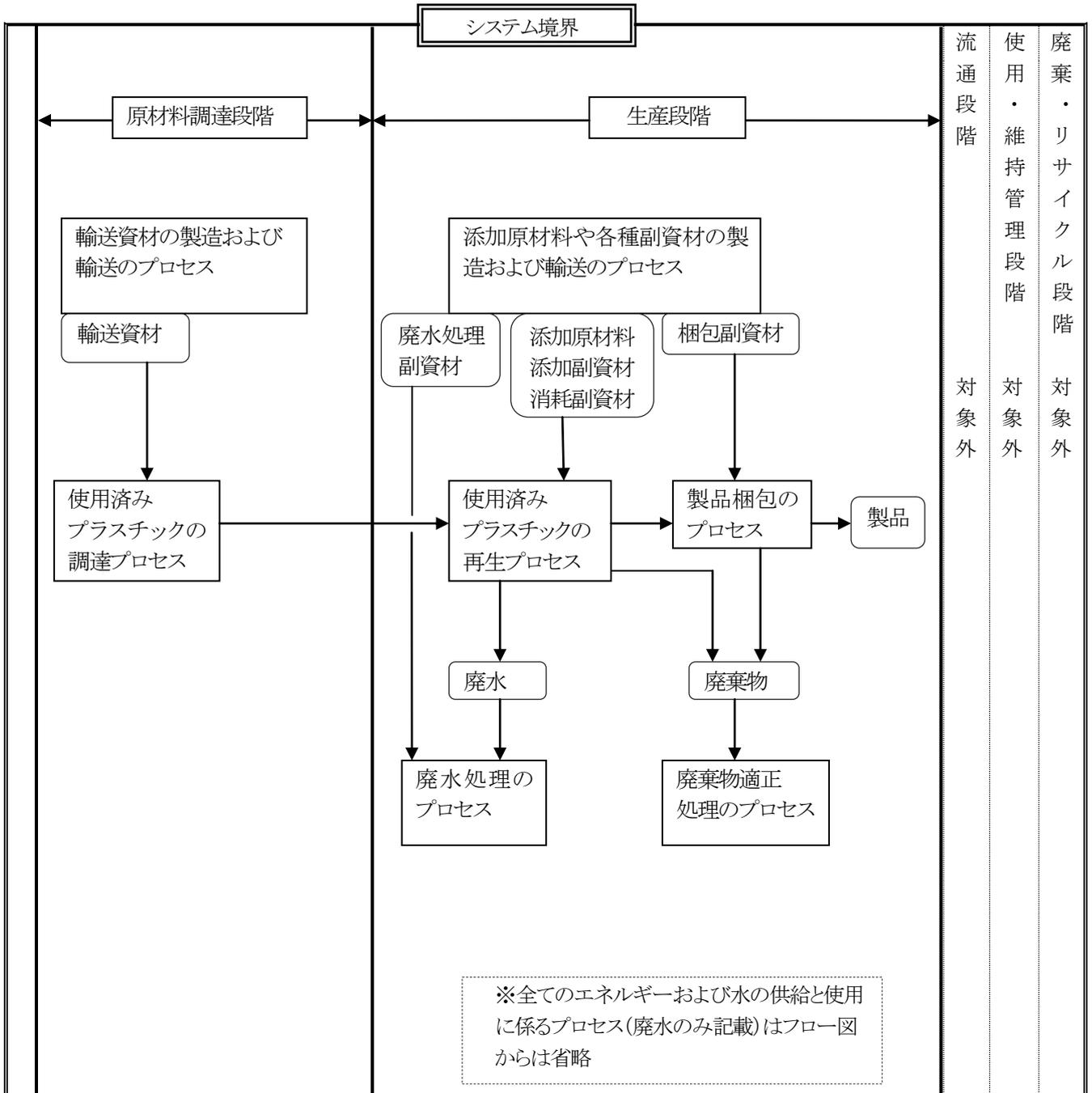
No.	項目	内容
		<p>④ 廃棄物適正処理のプロセス</p> <p>a) 廃棄物適正処理を廃棄物が発生する工場で行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル品と廃棄物の重量</li> <li>・廃棄物適正処理に係る単位当たりライフサイクル GHG 排出量</li> <li>・廃棄物適正処理におけるユーティリティ（電気、用水、燃料）の使用量</li> <li>・ユーティリティ（電気、用水、燃料）の供給および使用に係る単位当たりライフサイクル GHG 排出量</li> <li>・化石資源由来廃棄物そのものの燃焼で発生する GHG 排出量</li> <li>・廃棄物の輸送量と輸送距離</li> <li>・廃棄物の輸送に係る単位当たりライフサイクル GHG 排出量</li> </ul> <p>b) 廃棄物適正処理を廃棄物が発生する工場以外で処理する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の輸送量と輸送距離</li> <li>・廃棄物適正処理に係る単位当たりライフサイクル GHG 排出量</li> <li>・廃棄物の輸送に係る単位当たりライフサイクル GHG 排出量</li> <li>・化石資源由来廃棄物そのものの燃焼で発生する GHG 排出量</li> </ul> <p>⑤ 廃水処理のプロセス</p> <p>a) 廃水処理を廃水が発生する工場で行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃水量</li> <li>・廃水処理におけるユーティリティ（電気、用水、燃料）の使用量</li> <li>・ユーティリティ（電気、用水、燃料）の供給および使用に係る単位当たりライフサイクル GHG 排出量</li> </ul> <p>b) 下水道処理される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃水量</li> <li>・廃水処理に係る単位当たりライフサイクル GHG 排出量</li> </ul>
8-3	一次データ収集項目	<p>① 使用済みプラスチックの再生プロセス</p> <p>&lt;投入量&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済みプラスチックの投入量</li> <li>・添加原材料の投入量</li> <li>・添加副資材の投入量</li> <li>・消耗副資材の投入量</li> </ul> <p>&lt;使用量&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーティリティ（電気、用水、燃料）の使用量</li> </ul> <p>② 添加原材料および各種副資材の製造および輸送に係るプロセス</p> <p>&lt;輸送量および輸送距離&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・添加原材料の輸送量および輸送距離</li> <li>・添加副資材の輸送量および輸送距離</li> <li>・消耗副資材の輸送量および輸送距離</li> <li>・梱包副資材の輸送量および輸送距離</li> <li>・廃水処理副資材の輸送量および輸送距離</li> </ul> <p>③ 製品梱包のプロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品の生産量</li> <li>・製品梱包におけるユーティリティ（電気、用水、燃料）の使用量</li> </ul> <p>④ 廃棄物適正処理のプロセス</p> <p>a) 廃棄物適正処理を廃棄物が発生する工場で行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル品と廃棄物の重量</li> </ul>

No.	項目	内容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物適正処理におけるユーティリティ（電気、用水、燃料）の使用量</li> <li>・廃棄物の輸送量と輸送距離</li> </ul> <p>b) 廃棄物適正廃棄物が処理を発生する工場以外で処理する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の輸送量と輸送距離</li> </ul> <p>⑤ 廃水処理のプロセス</p> <p>a) 廃水処理を廃水が発生する工場で行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃水量</li> <li>・廃水処理におけるユーティリティ（電気、用水、燃料）の使用量</li> <li>・廃水処理副資材（中和剤、凝集剤、活性汚泥栄養剤や消泡剤等）の投入量</li> </ul> <p>b) 下水道処理される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃水量</li> </ul>
8-4	一次データの収集方法・ 収集条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各プロセスにおけるユーティリティ（電気、用水、燃料）の使用量をプロセスごとにデータを収集できない場合は再生プラスチックの再生段階あるいは、再生サイト全体の使用量を収集し、製品重量で配分する。</li> </ul>
8-5	シナリオ	<p><b>【廃棄物適正処理のシナリオ】</b></p> <p>一次データを収集することが望ましいが、収集が困難な場合は次のシナリオを使用してよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃えるもの（プラスチックくず、紙くず等） 100% 焼却処理</li> <li>・燃えないもの（金属くずやガラス等）100% 埋立処理</li> </ul> <p>(注)</p> <p>生産段階の再生樹脂工場から排出されるプラスチックは、原材料調達段階で集められた一般廃棄物（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律により分別収集された廃棄物を含む）や産業廃棄物等のうち、再生できない品質のものであることが多い。そのため、当該プラスチックを更にリサイクルすることは難しいと考えられるため、シナリオではリサイクルを考慮しない方が適切であると考えた。</p> <p>また、一次データ取得を促すため、シナリオ設定については GHG 排出量が過小な数値とならないように、埋め立てを想定せず、焼却処理 100% 扱いとすることとした。</p>
8-6	その他	<p><b>【海外からの添加原材料や副資材（輸送資材、添加副資材、消耗副資材、製品梱包副資材、排水副資材）の調達に関する規定】</b></p> <p>添加原材料や副資材の資源採掘から製造に係る一次データの収集方法は国内と同様とする。GHG 排出量算定に用いる二次データは対象国のデータを用いるが、対象国の二次データが存在しない場合などは、国内の二次データを用いてもよい。なお、海外におけるデータを適用する場合には、その理由を明記する。</p> <p><b>【複数のサプライヤーからの調達に関する規定】</b></p> <p>全てのサプライヤーから一次データを取得することを優先するが、一次データの入手が困難なサプライヤーについては、主要なサプライヤーから収集した一次データ（主要なサプライヤーが複数ある場合は合計）が調達量の 50% 以上である場合は、当該一次データを他のサプライヤーの二次データ（主要なサプライヤーが複数ある場合は加重平均）として使用してもよい。</p> <p><b>【自家発電を利用している場合の一次データ収集方法】</b></p> <p>自家発電を利用している場合は、自家発電に使用する燃料消費のデータを収集し、その燃料消費量から GHG 排出量を算定する。</p> <p><b>【投入物としてリサイクル品やリユース品を使用する場合の規定】</b></p> <p>リサイクル品を調達する場合は、リサイクルの準備プロセスが完了した物の輸送以降のプロセスに係る GHG 排出量については算定対象とする。</p>

No.	項目	内容
		<p>リユースのための回収、選別、清掃等再利用を可能にすることに伴う GHG 排出量については算定の対象とする。</p> <p>リユース効果については、二重計上とならないよう、リユースの間接影響はカーボンフットプリントの算定対象に含めてはならない。</p> <p><b>【引用 PCR に従った一次データ収集方法に関する規定】</b>  「梱包資材」の製造に係る一次データとして収集する場合は、プラスチック製容器包装 PCR (PA-BC) に従う。</p>
9	流通段階に適用する項目	
9-1	データ収集範本段階は適用しない。囲に含まれるプロセス	対象外
9-2	データ収集項目	対象外
9-3	一次データ収集項目	対象外
9-4	一次データの収集方法および収集条件	対象外
9-5	シナリオ	対象外
9-6	その他	対象外
10	使用・維持管理段階に適用する項目	
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	対象外
10-2	データ収集項目	対象外
10-3	一次データ収集項目	対象外
10-4	一次データの収集方法および収集条件	対象外
10-5	シナリオ	対象外
10-6	その他	対象外
11	廃棄・リサイクル段階に適用する項目	
11-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	対象外
11-2	データ収集項目	対象外
11-3	一次データ収集項目	対象外
11-4	一次データの収集方法および収集条件	対象外
11-5	シナリオ	対象外
11-6	その他	対象外
12	二次データ適用項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「カーボンフットプリント制度試行事業用 CO<sub>2</sub> 換算量共通原単位データベース(暫定版)」(以下、共通原単位データベース)においてデータが提供されているものを使用すること。</li> <li>・共通原単位データベースに掲載されていない二次データにおいて、試行事業事務局が「参考データ」として用意したものを使用すること。</li> </ul>
13	表示方法	
13-1	表示単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・算定単位を基本とする。ただし、「カーボンフットプリント制度の在り方(指針)」及び「商品種別算定基準(PCR)策定基準」にある表示方法も認めるが、この場合はその適切性を検証パネルにおいて議論すること。</li> </ul>
13-2	ラベルの位置、サイズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「カーボンフットプリントマーク等の仕様」に従い、“中間財”として表示する。</li> <li>・表示は、「生産段階」への送り状、納品書などへの表示のほか、輸送資材上への表示も認める。また、GHG 排出量算定実施者の自らのカタログ、インターネットなどで</li> </ul>

No.	項目	内容
		の表示を認める。
13-3	追加情報の表示	<p>・GHG 排出量削減努力を適切に販売先に伝える観点から、経年での削減率、また各プロセスの GHG 排出量の内訳を表示することができる。</p> <p>上記を含む追加情報の表示内容に関しては、CFP 検証パネルにおいて適当と認められた内容のみ表示することができる。</p>

附属書A：ライフサイクルフロー図（規定）



## 附属書B：輸送に伴うGHG排出量の算出方法（規定）

輸送に関するGHG排出量の計算方法を提示する。

### B.1 燃料法

以下の一次データを取得できる場合に適用し算出する。

- 輸送手段の燃料の使用量
- 輸送手段の燃料の種類

輸送に伴うGHG排出量＝使用燃料×燃料の燃焼・製造のGHG排出量原単位  
燃料の種類毎の燃焼GHG排出量原単位は共通原単位データベースを使用する。

### B.2 燃費法

以下の一次データを取得し算出を行う。

- 輸送距離
- 輸送手段の燃費
- 輸送手段の燃料の種類

輸送に伴うGHG排出量＝輸送距離÷輸送手段の燃費×燃料の燃焼GHG排出量原単位  
燃料の種類毎の燃焼GHG排出量原単位は共通原単位データベースを使用する。

### B.3 トンキロ法

以下のデータの取得と計算を算出を行う

- 輸送手段
- 輸送距離
- 輸送手段の最大積載量
- 輸送重量

} 積載率[%]の計算

輸送負荷(輸送トンキロ)[tkm]＝輸送距離[km]×重量[t]

輸送に伴うGHG排出量＝<輸送負荷>[tkm]×輸送手段ごとの積載率別の輸送トンキロあたりの燃料消費によるGHG排出量

輸送手段ごとの積載率別の輸送トンキロあたりの燃料消費によるGHG排出量は、共通原単位データベースを使用する。

## 附属書 C : 輸送シナリオ (規定)

輸送に関するシナリオによる算定方法を提示する。

### ① 使用済みプラスチック排出拠点から再生処理施設までの輸送や添加原材料の輸送の場合

<輸送が陸送のみの場合>

- ・距離: 片道 1,500 km (国内輸送として、東京ー北海道間または東京ー九州間の距離を想定)
- ・手段: 10 t トラック
- ・積載率: 25 %

<輸送に海運が伴う場合>

国内輸送(使用済みプラスチックの集積場あるいは調達先一港)

- ・距離: 片道 100 km (県内輸送として県境ー県境間の距離を想定)
- ・手段: 10 t トラック
- ・積載率: 25 %

国内海運(港一港)

- ・距離: 1,500 km (国内輸送として、東京ー北海道間または東京ー九州間の距離を想定)
- ・手段: コンテナ船(4,000 TEU 以下)

国内陸送(港ー再生サイト)

- ・距離: 500 km (県間輸送として東京ー大阪間の輸送を想定)
- ・手段: 10 t トラック
- ・積載率: 25 %

<輸送に国際輸送が伴う場合>

製造国内輸送(調達先一港)

- ・距離: 片道 500 km (添加原材料の製造サイト又は調達先一港の距離を想定)
- ・手段: 10 t トラック
- ・積載率: 25 %

国際間海運(港一港)

- ・距離: 港間の航行距離(カーボンフットプリント制度試行事業事務局が用意した【参考データ】)
- ・手段: コンテナ船(4,000 TEU 以上)

国内陸送(港ー再生サイト)

- ・距離: 500 km (県間輸送として東京ー大阪間の輸送を想定)
- ・手段: 4 t トラック
- ・積載率: 25 %

### ② 各種副資材(輸送資材、添加副資材、消耗副資材、製品梱包副資材、排水副資材)輸送の場合

<輸送が国内陸送のみの場合>

- ・距離: 片道 500 km (県間輸送として、東京ー大阪間の距離を想定)
- ・手段: 4 t トラック
- ・積載率: 25 %

<輸送に国内海運が伴う場合>

国内輸送(調達先一港)

- ・距離: 片道 100 km (県内輸送として県境ー県境間の距離を想定)
- ・手段: 4 t トラック
- ・積載率: 25 %

国内海運(港一港)

- ・距離: 1,500 km (国内輸送として、東京ー北海道間または東京ー九州間の距離を想定)
- ・手段: コンテナ船(4,000 TEU 以下)

国内陸送(港－再生サイト)

- ・距離:500 km (県間輸送として東京－大阪間の輸送を想定)
- ・手段:4 tトラック
- ・積載率:25 %

<輸送に国際輸送が伴う場合>

製造国内輸送(調達先－港)

- ・距離:片道 500 km (資材や副資材製造サイト又は調達先－港の距離を想定)
- ・手段:4 tトラック
- ・積載率:25 %

国際間海運(港－港)

- ・距離:港間の航行距離(カーボンフットプリント制度試行事業事務局が用意した【参考データ】)
- ・手段:コンテナ船(4,000 TEU 以上)

国内陸送(港－再生サイト)

- ・距離:500 km (県間輸送として東京－大阪間の輸送を想定)
- ・手段:4 tトラック
- ・積載率:25 %

### ③ 廃棄物輸送の場合

<廃棄物適正処理を発生工場で処理する場合>

- ・国内陸送(廃棄物が発生する工場－廃棄物処理施設)  
距離:500km(県間輸送として東京－大阪間の輸送を想定)
- ・手段:4 tトラック
- ・積載量:25 %

<廃棄物適正処理を発生工場以外で処理する場合>

- ・国内陸送(廃棄物が発生する工場－中間処理施設)
- ・距離:100 km(県内輸送として県央－県境の輸送を想定)
- ・手段:4 tトラック
- ・積載率:25 %

および

- ・国内陸送(中間処理施設－廃棄物処理施設)
- ・距離:500 km(県間輸送として東京－大阪間の輸送を想定)
- ・手段:4 tトラック
- ・積載率:25 %